

令和4年度
第1回 福島県消費生活審議会 議事録
福島県消費者教育推進地域協議会

令和4年11月14日（月）開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和4年11月14日(月)
午後 1時30分 開会
午後 3時 5分 閉会

2 場 所 福島県消費生活センター研修室

3 出席委員 委員19名

消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏名	職業・役職等	備考
学識経験者	中里 真	福島大学准教授	出席
	加藤 亮	会津大学短期大学部講師	オンライン
	鎌田 真理子	医療創生大学教授	オンライン
法曹関係者	倉茂 洋一	司法書士	オンライン
	湯浅 亮	弁護士	オンライン
	吉野 秀信	弁護士	出席
消費者団体 NPO	佐藤 一夫	福島県生活協同組合連合会専務理事	オンライン
	北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会副会長	出席
	和田 秀子	一般財団法人福島県婦人団体連合会理事	出席
消費者代表	氏居 俊夫	(公募委員)	出席
	渡邊 律子	(公募委員)	出席
事業者団体	石本 健	福島県商工会連合会専務理事	オンライン
	伴 多恵子	株式会社ヨークベニマル サステナビリティ推進プロジェクト総括マネージャー (日本チェーンストア協会東北支部)	欠席
	鈴木 ハル江	J A福島女性部協議会副会長	出席
	根本 誠三郎	福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会)	オンライン
	須藤 康子	福島商工会議所女性会副会長	出席
福祉関係者	佐藤 正紀	福島県社会福祉協議会事務局地域福祉課主幹 (兼) 避難者生活支援・相談センター長	出席
	古関 久美子	福島県民生児童委員協議会副会長	出席
学校・教職員	渡部 正晴	福島市立吾妻中学校長 (福島県中学校長会)	出席
	半谷 佳之	福島県立川俣高等学校長 (福島県高等学校長協会)	出席

4 事務局

生活環境部政策監	関根昌典
消費生活課長	國分亮子
主幹兼副課長	清野貴裕
主幹	遠藤奈緒美
主任主査	岩崎喜美子
主査	高野陽子
主事	佐藤仁香

5 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 苦情処理部会委員の指名について
- (4) 消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会について
- (5) 本県の消費者行政の概要について
- (6) 消費者教育に関する取組について
- (7) 消費者基本計画について
- (8) 消費者基本計画の指標の進捗状況について

6 概要

(開 会 午後1時30分)

清野消費生活主幹兼副課長

定刻となりましたので、只今より、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、消費生活課主幹兼副課長の清野と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」によりまして、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に関することとなっておりますので、御了解願います。

それでは、福島県生活環境部政策監の関根より御挨拶を申し上げます。

関根生活環境部政策監

皆様には大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今回は、今年7月の委員改選後の最初の会議となります。皆様には就任を御快諾いただき、心より御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、昨年度に引き続き、オン

ラインでの参加も可能にしており、この会場と各地の委員の皆様を繋いだ形で開催させていただいております。

さて、コロナ禍における、新しい生活様式の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速しているほか、本年4月1日から成年年齢が引下げられたことにより、若年者を対象とした実践的な消費者教育の推進が一層必要となるなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化しております。

このような状況に適切に対応した施策を推進することを目指して、本年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする、「福島県消費者基本計画」を新たに策定したところでございます。

これからは、多様な人々が安全・安心な生活を送ることのできる社会にするために、多様化する消費生活にきめ細かく対応・サポートするための施策を消費者政策として積極的に導入するとともに、一人一人の消費者が自分だけでなく、周りの人々や、国内外の社会経済情勢、さらには地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会、すなわち消費者市民社会の実現を目指していく必要があります。

そこで今年度から3年間の県の重点事業としまして、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を実践する気運を醸成し、消費者の行動変容を促す取組を実施してまいります。さらに、消費者である県民の皆様が安全・安心で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費者行政を推進していくにあたり、自立した消費者の育成に今後、より一層力を入れてまいります。

本日は、福島県の消費者行政の概要や消費者教育の取組状況及び消費者基本計画の概要等について御説明申し上げます。委員の皆様には、率直な御意見、さらには御助言等を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

清野消費生活課主幹兼副課長

会議に先立ちまして、令和4年7月25日から令和6年7月24日までの2年間、福島県消費生活審議会委員及び福島県消費者教育推進地域協議会委員を務めていただきます皆様を御紹介いたします。

まず、会場に御参加いただいている委員の皆様です。

福島大学准教授の ^{なかざと}中里 ^{まこと}真 委員

弁護士の ^{よしの}吉野 ^{ひでのぶ}秀信 委員

福島県消費者団体連絡協議会の ^{きたはら}北原 ^{やすこ}康子 委員

一般財団法人福島県婦人団体連合会の ^{わだ}和田 ^{ひでこ}秀子 委員

公募により選任されました ^{うじい}氏居 ^{としお}俊夫 委員

同じく公募により選任されました ^{わたなべ}渡邊 ^{りつこ}律子 委員

J A福島女性部協議会の ^{すずき}鈴木 ^えハル江 委員

福島商工会議所女性会の ^{すどう}須藤 ^{やすこ}康子 委員

福島県社会福祉協議会の ^{さとう}佐藤 ^{まさき}正紀 委員

福島県民生児童委員協議会の ^{こせき}古関 ^{くみこ}久美子 委員

福島県中学校長会の 渡部 正晴 委員

福島県高等学校長協会の 半谷 佳之 委員

続きまして、オンラインで御参加いただいている委員の皆様です。

会津大学短期大学部講師の 加藤 亮 委員

医療創生大学教授の 鎌田 真理子 委員

司法書士の 倉茂 洋一 委員

弁護士の 湯浅 亮 委員

福島県生活協同組合連合会の 佐藤 一夫 委員

福島県商工会連合会の 石本 健 委員

福島県生活衛生同業組合連絡協議会の 根本 誠三郎 委員

紹介は以上となります。委員の皆様、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、所用により、日本チェーンストア協会東北支部の 伴 多恵子 委員は欠席されております。

また、事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿のとおりとなっております。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料を御覧ください。資料は1、2、3-1、3-2、4、5まで6種類となっております。また、消費者基本計画も併せて配付しております。不足、乱丁等がございましたら、お声をかけていただければ、資料をお持ちします。

当審議会の会長選任について、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第31条第4項の規定により、委員の互選とされていますが、本日は、委員改選後初めての会議であり、会長が選任されておりません。

従いまして、会長が選任されるまでの間は、事務局で進行させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

これより、議事に入ります。

まず、本日の会議は、出席者19名で委員の過半数が出席していますので、定足数に達しており、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、次第に従い、進行してまいります。議題（1）「会長の選任について」です。

審議会の会長選任については、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第31条第4項により委員の互選とされております。

また、福島県消費者教育推進地域協議会の会長選出につきましても、設置要綱により、委員の互選で定めることとなっております。

消費者教育推進地域協議会については、消費者教育が、消費生活審議会で審議する重要な基本的事項にも当たるため、同時に開催することを基本としておりますので、同じ委員に会長に就任していただきたいと考えております。委員の皆様方から何か御意見ございますか。

（意見なし）

清野消費生活課主幹兼副課長

特に御意見がなければ事務局案をお示ししたいと思います。

事務局案といたしましては、中里委員にお願いしてはいかがかと考えております。
いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清野消費生活課主幹兼副課長

それでは、中里委員に会長をお願いしたいと思います。

「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則」第25条第2項により、会長は審議会の会議の議長となることとなっておりますので、中里会長、議長をお願いいたします。

(中里会長は議長席へ移動)

中里会長

皆様の御協力をいただきながら、本日の会議を円滑に運営してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次第に従い、議事を進めます。

議題(2)「会長職務代理者の指名」ですが、審議会及び協議会どちらにおいても、会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

会長職務代理者は、どちらにおいても鎌田 真理子 委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、議題(3)「苦情処理部会委員の指名」については、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第22条第2項の規定に基づき、知事が消費者からの消費者苦情の申し出の内容を調査し、あっせんその他必要な措置を講じても解決が困難であると認める場合、同第23条第1項により、消費生活審議会のあっせんまたは調停に付するものとされております。

それでは、委員を指名させていただきます。

まず、学識経験者から、倉茂 洋一 委員、湯浅 亮 委員、吉野 秀信 委員

消費者からは、佐藤 一夫 委員

事業者からは、石本 健 委員の5名をお願いしたいと思います。

部会の部会長の選任については、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則」第26条第3項により、部会委員の互選により定めることとされておりますので、後日お決めいただきたいと思っております。

次に、議事録署名人の指名を行います。議長からの指名で御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

中里会長

御異議ないと認め、渡部 正晴 委員、須藤 康子 委員を指名いたします。

引き続き、議題(4)の「消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会について」に入ります。今回は、審議会委員が改選されて最初の審議会であり、初めて委

員になられた方がいらっしゃいますので、まず始めに、消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会について事務局より説明してください。

國分消費生活課長

(資料1により説明)

中里会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑等がありましたら御発言願います。

今のところ御意見なしと認めます。

福島県消費生活審議会と福島県消費者教育推進地域協議会は、それぞれ条例と法律に基づいて設置されています。根拠となる規定はそれぞれ異なりますが、福島県としては審議会と協議会を同時開催とし、こうして一堂に会して会議を行わせていただいているという説明が事務局からございました。

当会議では、資料1に示されているそれぞれの設置目的をもとに審議及び協議をさせていただいておりますので、委員の皆様にご理解を深めていただければと思います。

では、議題(5)の「本県の消費者行政の概要について」に入ります。事務局より説明してください。

國分消費生活課長

(資料2により説明)

中里会長

ただいま事務局より多岐にわたる項目について丁寧な説明をいただきました。皆様それぞれ御関心をお持ちの箇所が異なると思います。気になったところがありましたら、発言いただければと思います。

渡邊委員

資料2の1番最後、28ページの「福島県消費生活相談窓口」の図について、平成28年時点で須賀川市は色が染まっており「消費生活相談員配置」となっているのですが、令和4年の段階では須賀川市は色が染められていません。現在、須賀川市は相談体制が整っていないということなのでしょうか。

遠藤消費生活課主幹

御質問ありがとうございます。

須賀川市には平成28年度当時、相談員がいましたが、その後何らかの都合でお辞めになって相談員が配置されていないという状況になり、現在須賀川市は空白地帯となっています。

渡邊委員

御回答ありがとうございます。このように欠けた場合はすぐ補うという予定はないのでしょうか。

遠藤消費生活課主幹

現在、須賀川市と連携しながら調整を進めており、予算も計上しておりますので

来年度には相談員が配置できるのではないかと考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

中里会長

大事な視点だと思います。

平成29年くらいまでは国の補助金の手厚く交付されており、それを相談員の人件費等に計上できるような形になっていたのですが、徐々に補助率が下がり、各自治体独自の財源で運営しなければならない状況になり、相談体制を整えるのが現在難航しているといった事情を聞いております。

相談体制の整備が難しい市町村は、県のセンターに相談の受け入れをお願いをするという判断をしているところもあると思うので、その辺りはうまく連携して情報共有を続けていくことが重要になると思います。

他に御質問等ございますか。

北原委員

資料2の16～17ページの「食の安全・安心推進事業」や「自家消費野菜等放射能検査事業」について、説明会等を多数行っているようなのですが、その結果の理解や効果の期待値について伺いたい。

國分消費生活課長

御質問ありがとうございます。

説明会終了後等に、各事業でアンケートをとっております。その中で「理解が深まった」、「(事業概要について) 知らなかったが、説明会を通して理解が深まった」というような御意見が多く、大方、良い感想をいただいております。

ただやはり、主に若年層から「知らなかった」という御意見も頂戴しているのです。そこは真摯に受け止め、正しくこちらから情報発信していくことが必要だと考えております。

北原委員

ありがとうございます。

中里会長

それではその他、お気づきのところございますでしょうか。

氏居委員

私は郡山市在住なのですが、資料2の13ページに記載がある「消費者被害防止見守りネットワーク」の「福島県消費者安全確保地域協議会」について、実際3、4か月前に市役所に赴いて担当者に聞いてみたところ、「設置を検討していない」という回答をいただきました。

この回答を受けて、県では今後どのような展望を考えているのか、伺いたい。

國分消費生活課長

御質問ありがとうございます。

県においては令和2年10月に、福島県消費者安全確保地域協議会を設置しております。それに際して、県内各市町村の担当者に「市町村においても地域協議会の

設置をお願いします」とこちらから出向いたり、ウェブ会議を用いてお話させていただきました。今年度においても、ウェブ会議などを通じて市町村と情報共有しております。

また、各市町村で具体的な要望等があれば出向いて支援するようなことはしているのですが、やはり郡山市のような大きな自治体ですと、恐らく消費者安全確保地域協議会に限らず、高齢者の安否確認ができるような組織がすでにいろいろと存在しているのだと思われます。そのような状況で、新たに地域協議会を設置すると、現状としてハードルが高いといえますか、躊躇しているように思われます。

組織を新設するだけでなく、今あるものにプラスアルファすることで改めて組織を運営するというような方法もあるので、その辺りは市町村と情報共有しつつアドバイスをしているところです。

氏居委員

御回答ありがとうございます。

ちなみに私の地域では、「いきいきサロン」という、簡単な体操やレクリエーションをする高齢者のためのプログラムがあります。先日、このサロンにおいて市の消費生活センターの方をお願いして、高齢者向けの消費生活に関する出前講座を実施していただくことが決定いたしましたので参考までに御報告いたします。

中里会長

ありがとうございます。

実際の御活動を通して、見守り活動に関連する消費者安全確保地域協議会の設置がなかなか進まないというお話でした。

他方、郡山市は消費生活センターの活動もかなり活発で、市民の方が自由に閲覧できるパネルを市役所内のフロアに設置しているということも存じております。加えて、講師派遣や各地域からの要請に対して応じる活動もしているので、同様の事業を新設するというに及び腰のところもあるかもしれません。

消費生活課長から御案内があったとおり、新しいものを起こすことばかりが正しいことではないので、今あるものを活用しながら同様の働きをするようなものに変化させていくような連携もあるといいのかなと思いました。ぜひそういった工夫を県に主導していただければと思います。ありがとうございました。

その他、お気づきのところございますでしょうか。

清野消費生活課主幹兼副課長

オンラインで御参加いただいている司法書士の倉茂委員からチャットを通じて御質問をいただいておりますので、代読いたします。

「せっかくLINEを使っているのに、月1回の配信では意味がないのではないのでしょうか。

また、消費生活センター相談員の待遇はどうなっているのでしょうか。

各市町村の消費生活相談員が相談にあたってわからないことがあったときに、気軽に相談できる相談先、弁護士や司法書士などはあるのでしょうか。」

以上3点の御質問をいただいております。

國分消費生活課長

御質問ありがとうございます。

まず1点目のLINEの配信に関してお答えいたします。現在、メッセージ配信が月1回というところなので、もう少し若者・一般・高齢者向けに視野を広げ、それぞれの対象に絞ったような形で、実用的な発信ができるよう検討しております。今現在は若年層をターゲットに月1回配信とさせていただいているので、工夫をできるところから順次対応したいと考えております。

続いて、県消費生活センター職員の待遇についてお話しいたします。現在11名の相談員が勤務をしておりますが、令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されてから変わったところはありません。

最後に、3点目に関してお答えいたします。相談員がわからないことがあった場合に気軽に相談できる相談先としては、「無料法律相談」のため弁護士や司法書士が毎週木曜日に、また、「生活再建相談」のためファイナンシャルプランナーの先生が原則毎月第4木曜日に当センターに来所しておりますので、そこで具体的な相談ができるような状況になっております。

その都度聞ける相談先としては、現在特に設けてはおりません。その点に関して、基本市町村も同じ状況でございます。

遠藤消費生活課主幹

当センターの相談員は、市町村の相談員の指導的な役割を果たしている側面もあり、県内の各相談員の方から質問を受ける立場でございます。

先ほど課長から申しましたとおり、弁護士や司法書士の先生に毎週来ていただいておりますので、そこで疑問点等を話したり、国民生活センター主催の研修に日頃から参加したりすることで、知識や情報をアップデートしています。それを後に共有し議論することで、相談員同士、日々切磋琢磨しております。

中里会長

ありがとうございます。

補足で少しお話いたします。県消費生活センターに相談員の方が複数名いらっしゃるということは、相談内容に関する解決方法について気軽に共有できることに加え、すぐに回答を確認できる状況が整えられており、素晴らしいことだと思います。

もちろん、周期的に専門家に法律的な部分を伺う機会があるということも、すごく貴重だと思います。一方で、専門家に相談したい内容と、消費生活センターに寄せられる相談の内容について、少し性質が異なるという側面がございます。

例えば、威圧的な不当勧誘に関する相談は消費生活センター等に数多く寄せられますが、裁判例になったり、実際にお金を取り戻すために活動を行ったりする事例になると途端に件数が減ります。これには被害金額の違いもあると思うのですが、相談内容によって消費生活センターの現場レベルで解決するものと専門的な見地から法的に解決するもの、両者間で多少ずれが生じると思いますので、相談内容のレ

ベルに応じて柔軟に対応することで、それぞれの相談者に寄り添えるようにしていただきたいと思います。

また、その過程で専門家の方に様々な話を気軽に伺えるというような体制を整えるということはやはり重要だと思いますので、週1回の相談のほかにホットラインを利用したり、あるいは国民生活センターというお話もありましたがそちらのバックアップを受けたり、そういった方法も活用していただくのがよろしいかと思いました。各市町村で困っていることがあれば、県のセンターから相談に乗るような形をとって、少しでも相談件数が減少するとよいですね。

とても貴重なやりとりをさせていただきました。倉茂委員、ありがとうございます。

他に御意見等ございませんか。

(意見なし)

中里会長

では続きまして、議題(6)「消費者教育に関する取組について」に入ります。事務局より説明してください。

國分消費生活課長

(資料3-1、3-2、により説明)

中里会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑等がありましたら御発言願います。

渡邊委員

資料3-1に関して、一番上の「全体」という箇所と1 消費者教育の推進の内容(1)様々な場における消費者教育の「消費生活に関する出前講座の実施回数」の表に平成元年度との表記があるのですが、こちらは令和元年度ではないでしょうか。

國分消費生活課長

御指摘ありがとうございます。渡邊委員のおっしゃるとおりこちらは誤植でございますので、御手数ですが皆様お手持ちの資料の「平成元年度」と表記されている2箇所を「令和元年度」に変更願います。申し訳ございませんでした。

中里会長

その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

中里会長

ただいまの資料3の説明に関しては御意見なしということで、最後に、議題(7)「消費者基本計画について」、議題(8)「消費者基本計画の指標の進捗状況について」に入ります。併せて事務局より説明してください。

國分消費生活課長

(資料4、5により説明)

中里会長

議題は以上ですが、議題以外にも何か御意見、御質問等があればお願いいたします。

佐藤委員

県社協の佐藤と申します。

資料2の19ページで相談の方法等の数字が表記されておりますが、電話相談が94%とかなり高い割合を占めていることが分かります。こちらの電話相談に関して、今後フリーダイヤルになるといった想定はございますか。

また、成年年齢引き下げを受けて若者から相談が来る場合、LINE等を使った方が若者は相談しやすいのではないのか、ということについてお考えを伺いたいです。

國分消費生活課長

御質問ありがとうございます。

佐藤委員のおっしゃるとおり、現在、当センターへの相談電話番号はフリーダイヤルではございません。相談者が電話で相談する場合、相談者の方に電話料がかかっている状況ですので、フリーダイヤル化については今後検討すべき課題と考えております。

次にLINEについては、こちらから啓発情報を配信するだけで、現時点で相談に乗れるようなシステムは整備されておられません。

特に、若年層は電話で相談するという点に関して、敷居が高いと感じているのではないかと考えられますので、民法の成年年齢引き下げも踏まえて、相談方法の多様化を検討する必要性も感じております。

各都道府県の相談状況を見ますと、メールで相談を受け付けている自治体もあるようですので、今後トラブルを抱えている消費者の方々が、より身近に相談を受けられる方法を来所や電話、文書以外にも設けていきたいと考えております。

貴重な御意見、ありがとうございます。

中里会長

現在、消費者庁では、「188」という3桁の番号で、消費生活センターの電話番号を知らなくても、最寄りの消費生活センターに電話を繋いでくれるホットラインというものを用意しております。

ただ、「188」で電話をするとナビダイヤルでつながることもあります。ナビダイヤルは、通話料のほかにお金がかかってしまいます。

消費生活に関する相談をする利用者には、その認識があまり浸透していないように思われますので、フリーダイヤルの導入であったり、コロナ禍という現状を踏まえると直接来所して相談するのも以前より難しい状況に変化しつつあるので、消費者にとって相談しやすい体制を整備することは非常に重要であると考えられます。

他方で、LINEで相談受付を運用するというのは、センシティブな個人情報の扱いや相談体制の整備等、現実的に早期実現が難しいところがあり、解決しなければならない課題がたくさんあるように思われます。

その辺りも含めて、また次の機会等に御意見いただければ今後の施策に活用できるかと思しますので、ぜひ関心を持ち続けていただければと思います。

佐藤委員、貴重な御意見ありがとうございました。

他に御意見等ございませんか。

(意見なし)

中里会長

御意見なしということで、議題は以上とさせていただきたいと思います。事務局から何かございませんか。

國分消費生活課長

本日、参集されている皆様限定になってしまいますが、配付させていただいているものを御案内いたします。

まず今年度から事業実施しているエシカル消費について、御案内いたします。こちらのリーフレットは各実証店舗でお配りしたものになります。リーフレットの最後のページに記載のある、認証ラベルやマークがついた商品を購入するということもエシカル消費のひとつです。ぜひ御覧いただき、実践していただきたいと思っております。また、当センターの入口に展示している漫画風の巨大なパネル、こちらも実証店舗で実際に展示をさせていただいたものになります。どうぞお帰りの際に御覧ください。

次に、先ほどからお話ししているこちらの「福島県消費生活センター」の公式LINEのお友達登録について、皆様ぜひ御所属の団体等に周知いただき、登録をお願いしたいと思います。

続いて、「ふくしま 暮らしの情報」という情報紙の秋号もお配りいたしました。こちらは、市町村や社会福祉協議会、包括支援センターなどにも配布されております。掲載内容については、エシカル消費や若者に多いトラブル、また先ほど中里会長からもお話があった「188」に関する情報提供や、私どもが無料で開催している出前講座についても御案内しております。どうぞ御活用いただければと思います。

なお、会場前方のホワイトボードにエシカル消費のポスターを掲示しておりますが、こちらは中里会長のゼミに所属する学生の皆さんと協力して作成したポスターになっております。

すでに県内のスーパー等に配布しておりますので、ぜひお買い物の際に、お気にかけていただけると幸いです。

中里会長

事務局より御案内いただきました。皆様、関連団体への御案内もよろしくお願いたします。また、エシカル消費のポスターに関しまして、1年生が様々なアイデアを出して、それを反映していただきました。御紹介ありがとうございました。

では、以上で審議を終了させていただきます。各委員の皆様、円滑な御審議に御協力いただき、ありがとうございました。

清野消費生活課主幹兼副課長

長時間の御審議、お疲れ様でした。またオンラインで御参加の皆様におかれましては、音声聞き取りづらくなってしまい、御迷惑おかけいたしました。大変申し訳ございません。

本日いただきました御意見、御提言については、今後の県の消費者行政に役立ててまいりますので、引き続き御協力よろしくお願いたします。以上で閉会いたします。出席の委員の皆さん、オンラインでの参加の皆さん、ありがとうございました。

(閉 会 午後3時 5分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 5 年 1 月 10 日
議長

中里 真



令和 4 年 12 月 28 日
署名委員

須藤 康子



令和 4 年 12 月 22 日
署名委員

渡部 正晴



